

広報

つるぎ 7

2023
No.220



今月の表紙

6月1日、南恩加島小学校(大阪市)の6年生が修学旅行の一環でつるぎ町に来町し、つるぎ町貞光支部婦人会を中心とした地域の皆さんが温かく出迎えました。23頁に貞光小学校6年生との交流の様子を掲載しています。

海上保安庁職員募集(採用試験のご案内)

☎ 徳島海上保安部管理課 ☎ 0885-33-2246

海上保安庁では、来年4月から海上保安庁で働く職員を募集しており、次の採用試験を実施します。皆さんの応募をお待ちしています。

申込みは海上保安庁ウェブサイト(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/>)より行ってください。

募集内容

○海上保安学校学生採用試験 高等学校卒業程度

※一般海上保安官として海上保安業務に従事します。

受付期間 7月18日(火) 9:00~7月27日(木)

試験日 第一次 9月24日(日)
第二次 10月17日(火)~26日(木)

○海上保安大学校学生採用試験

※幹部海上保安官として海上保安業務に従事します。

受付期間 8月24日(木) 9:00~9月4日(月)

試験日 第一次 10月28日(土)および29日(日)
第二次 12月15日(金)



▲海上保安庁ウェブサイト



刑務官採用試験のお知らせ

☎ 徳島刑務所庶務課人事係 ☎ 088-644-0111(平日8:30~17:00)

刑務官は、刑務所、少年刑務所または拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所などの保安警備の任に当たる国家公務員です。

高等学校卒業程度ですが、大学卒も受験できます。

○刑務Aおよび刑務A(武道)平成6年4月2日~平成18年4月1日生まれの男子

○刑務Bおよび刑務B(武道)平成6年4月2日~平成18年4月1日生まれの女子

○刑務A(社会人)昭和58年4月2日~平成6年4月1日生まれの男子

○刑務B(社会人)昭和58年4月2日~平成6年4月1日生まれの女子

受付期間 7月18日(火) 9:00~7月27日(木)(受信有効)

申込方法 インターネットにより行ってください。

○第一次試験日9月17日(日)、第一次試験合格者発表日 10月11日(木)9:00

詳しくは、国家公務員試験採用情報NAVI(<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>)

または法務省公式ウェブサイト(<http://www.moj.go.jp/>)を参照ください。



▲法務省矯正職員採用広報ウェブサイト



シニアの皆さん!「介護助手」として活躍しませんか?

☎ 徳島県社会福祉協議会 ☎ 088-625-2040

「介護助手」とは、介護施設で、「清掃やシーツ交換、話し相手」など身体への負担が比較的少ない介護の周辺業務を担うお仕事です。短時間勤務・無資格・未経験でも御参加いただけます。

対象 おおむね60歳以上(50代も可)

期間 雇用開始日から3カ月間(施設と相談後、継続雇用あり)

時給 855円~900円(各施設により賃金は異なります)

業務内容 各施設により異なります。

参加方法など詳しくは、徳島県版介護助手ウェブサイトをご覧ください。



▲徳島県版介護助手ウェブサイト

つるぎ町職員採用試験

☎ 町役場総務課 ☎ 62-3111

令和5年度職員採用試験を次により実施します。

試験区分	一般事務(高校卒業程度)	保健師(短大卒業程度)
採用予定数	若干名	
受験資格	平成5年4月2日~平成18年4月1日までに生まれた方	平成5年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、または令和6年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの方
申込期間	7月10日(月)~8月7日(月) ※土日祝日を除く。 試験案内、申込書は、7月3日(月)から配付します。 郵便による申込みは、8月7日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けませんので十分注意してください。	
試験日時 試験会場	○第1次試験 9月17日(日)10:00~(開場 9:00) 試験会場 四国大学交流プラザ(徳島市寺島本町西2丁目35-8) ○第2次試験 日時・場所は第1次試験合格者に通知します。	

看護師・准看護師を募集! うらら荘

☎ 美馬西部特別養護老人ホーム組合(うらら荘) ☎ 64-2334

特別養護老人ホームで看護師として働いてみませんか? 募集内容は次のとおりです。

募集人数 看護師1名

必要資格 看護師または准看護師の免許を有する方

業務内容 うらら荘で入所者に対する看護業務を担っていただきます。

勤務条件 うらら荘における給与および勤務規定を適用します。

※詳しくは、うらら荘職員採用担当へお問合せください。



徳島県警察職員募集のお知らせ

☎ 美馬警察署 警務課 ☎ 0883-52-0110

徳島県では、来年4月採用の警察官を募集しており、次の試験を実施します。皆さんの応募をお待ちしています。

採用試験内容

試験名	受験資格(年齢は令和6年4月1日時点)	受付期間	第1次試験日
警察官B (男性・女性)	昭和62年4月2日(36歳)~平成18年4月1日(18歳)までに生まれた方。 ただし、4年制大学などを卒業した方または令和6年3月31日までに卒業する見込みの方を除く。	8月3日(木)~ 8月24日(木)	10月15日(日)

申込書配布先 県内各警察署(分庁舎)徳島県警察本部

～ 令和5年度 オールとくしまプロジェクト ～ 災害ボランティアセンター事前登録ボランティア募集

徳島県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 088・654・4461
町社会福祉協議会・ボランティアセンター ☎ 62・5073

災害に備え、ボランティアの事前登録を募集します。もしものときに備え、あなたの力を貸してください。
つるぎ町ボランティアセンターのFacebookでもご案内しております。

募集対象 徳島県内在住の個人

活動内容 県内で災害が発生した際の、被災者支援活動。(災害ボランティア活動)

登録期間 事前登録ボランティアは、毎年度新たに募集いたします。(年度更新)

※登録は自動継続しないため、毎年度の新規登録手続きが必要です。

※募集開始時期は、毎年度4月頃からを予定しています。

活動までの流れ

- ①スマートフォンで下記QRコードを読み取り、事前登録。
- ②災害発生後に活動日時・場所などのメールが届くので確認。活動希望する日時などを予約。
- ③届いたメールを確認し、当日、指定の時間に活動現場へ行く。
(※受付の密を避け、待機時間を少なくするため。)



▲つるぎ町ボラン
ティアセンター
Facebook



○登録後、登録完了メールが届きます。

メールが届かない場合は、ドメイン@gmail.comのメールを受信できるよう端末の設定をご確認ください。

○登録後、地域防災に関する訓練などの案内やアンケートなどをお送りする場合があります。

○②③は被災規模・内容などにより別の手段で実施する場合があります。



▲事前登録は
こちらから

MiMaもリスク ～未然防止にお役立てください～

ペットのためのお買い物 インターネット通販編

美馬地区消費生活センター ☎ 0883・53・1541 / 町役場産業経済課 ☎ 62・3114

相談事例

- 「小型犬～中型犬用」と記載された犬小屋を注文した。サイズが小さく、飼い犬が入らなかった。返品したい。
- お試しのつもりでペット用サプリメントを購入したら定期購入だった。
- キャットフードを前払いで注文したが、一向に届かない。

ひとこと助言

様々な商品を自宅で購入することができるインターネット通販は便利ですが、トラブルもあります。次の点に注意して上手に利用しましょう。

- クーリング・オフはできません。返品は事業者が定めるルールに従わなければなりません。サイズや使い方をよく確認しましょう。
- 定期購入が条件になっている場合があります。「最終確認画面」の表示を必ず確認し、「最終確認画面」をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 商品購入の決済後、事業者と連絡がとれなくなるケースが見られます。販売サイトで事業者の情報などをよく確認しましょう。

困ったときは速やかにご相談ください。

場所 美馬市地域交流センターミライズ1階『相談のハコ』 **相談時間** 9:00～16:00 (土・祝・年末年始を除く)

地震が起こる前に

町役場管理防災課 ☎ 62・3111

地震に耐えられる家に！

阪神・淡路大震災では、8割以上の方が建物の倒壊が原因で亡くなりました。地震発生時にかげえのない命を守るため、補助金を活用して住まいの耐震化を！

① 耐震診断

住まいが地震にどれほど耐えられるか診断します。

自己負担金 3千円

要件 平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、3階建て以下の現在もお住まいの住宅

② 補強計画

診断結果から、改修計画や概算費用を提示します。

自己負担金 6千円

要件 耐震診断で「倒壊する可能性がある」と判定された住宅

③ 改修工事

(1) 本格的な耐震改修

- 住み続けるために、本格的に補強 **110万円**
- 省エネ化・バリアフリー化による住まいのスマート化 **30万円**
補助金(最大)140万円

(2) 耐震シェルター設置

- 家屋内の一室に頑丈な部屋を設置して命を守る **80万円**
- 省エネ化・バリアフリー化による住まいのスマート化 **30万円**
補助金(最大)110万円



▲耐震シェルター



耐震シェルターなし



家屋が
倒壊しても
安全な空間を
確保



耐震シェルターあり

(3) 住替え除却(取壊し)

- 引越しなどのため、古い住宅を壊す **30万円**
補助金(最大)30万円

危険ブロック塀は、地震が起こる前に撤去！

危険ブロック塀は、大きな地震が発生すると崩れ、人や財産に深刻なダメージを負わせます。被害を防ぐには、撤去するか、建替えるしかありません。補助金を活用して、危険ブロック塀の撤去・建替えを進めましょう。(対象とならないブロック塀もあります)

主な補助内容

- 危険ブロック塀の撤去
対象となる工事費の2/3補助(補助金の上限額6万6千円)
- 危険なブロック塀の建替え
対象となる工事費の2/3補助(補助金の上限額33万3千円)



令和4年度集落協定別交付面積・交付額一覧

地区	集落名	交付面積(m ²)	交付金額(円)	
半	中藪	10,853	69,459	
	小野・松生	26,129	288,818	
	天皇	23,215	249,721	
	田井	51,456	456,231	
	西久保	105,069	761,993	
	東久保	76,142	884,323	
	日浦	39,609	306,633	
	蔭名	40,457	340,743	
	平良石	195,779	1,703,163	
	下竹	49,542	351,267	
	高清	104,913	722,426	
	日開野	58,891	318,071	
	下喜来	11,950	79,066	
	佐古戸	33,073	211,189	
田	長野	29,630	448,428	
	紙屋	60,685	482,282	
	小谷	60,663	475,840	
	葛城	52,976	402,860	
	上喜来	75,796	613,867	
	上蓮	25,866	132,911	
	下尾尻	42,755	323,726	
	猿飼	17,671	161,453	
	半田地区合計	1,193,120	9,784,470	
	貞	引地	19,583	158,614
		宮内	16,184	161,363
		大泉	20,794	227,847
		白村	63,926	537,330
		浦山	106,944	1,439,088
僧地		106,930	977,100	
柴内		71,192	593,698	
捨子・中山		79,759	718,617	
長木・広谷		55,654	506,761	
平野・胡麻平		53,501	491,005	
家賀道上		104,942	842,451	
家賀道下		71,807	660,624	
川見・三木枋		73,651	671,745	
皆瀬		32,027	252,632	
長瀬	84,708	773,866		
吉良	90,253	744,100		
横野	22,596	207,883		
木屋	26,048	194,828		
宮平・日浦	47,444	415,229		
猿飼	38,226	545,549		
大坊	29,198	255,590		
貞光地区合計	1,215,367	11,375,920		
宇	一宇	13,430	123,556	
	赤松	47,934	422,445	
	大宗	47,420	430,804	
	木地屋・大横・中横	30,071	276,653	
	切越・太刀之本	24,890	227,298	
	久藪	54,792	705,919	
	大野	44,459	408,235	
	伊良原	34,438	316,829	
	蔭	21,906	201,535	
	剪宇	39,910	563,594	
	川又・実平・奥大野	24,699	223,294	
	広沢	23,372	209,831	
	明谷	21,743	199,907	
	白井	12,721	162,867	
一宇地区合計	441,785	4,472,767		
つるぎ町総合計	2,850,272	25,633,157		



▲僧地集落 農道の清掃



▲久藪集落 耕作地の整備



▲田井集落 農道周辺の清掃



▲小野集落 耕作地の整備

農地中間管理機構を活用してみませんか

～未来の農業経営のため、安心して農地の貸借ができるシステムです！～

☎ 県農地中間管理機構（〔公財〕徳島県農業開発公社） ☎ 088-624-7247 / 町役場産業経済課 ☎ 62-3114

農地中間管理機構とは、農地を「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をするための公的機構です。本町と連携しながら、農地の有効活用を進めていきます。

農地中間管理事業とは、機構が経営規模を縮小する農家などから農地を借り入れ、経営規模の拡大を希望する地域の担い手となる農業者に貸付ける制度です。

農地の集積・集約化を図ることで農地利用の効率化および高度化を促進し、農業の生産性を上げることを目的としています。この制度を利用することにより、地域の農業を担う農業者が、まとまりのある農地を借りられ、安定した農業経営が図られることとなります。

農地を貸したい場合

農地の貸付けを希望される方は、町役場産業経済課にご相談ください。

◆農地中間管理機構が借り入れる農地の条件は、次のとおりです。

- 農業振興地域内にある農地であること
- 相続済みの農地であること
- 原則10年以上の貸付けとなること
- 著しく利用困難でないこと
- 借り受けの可能性が著しく低い地域の農地でないこと

農地を借りたい場合

農地の借り受け希望者は申請が必要です。

徳島県農業開発公社のウェブサイトに掲載している農用地借受け申出書を作成の上、徳島県農地中間管理機構に申請してください。

申請の際は町役場産業経済課へご相談ください。

中山間地域等直接支払制度活動を紹介します

☎ 町役場産業経済課 ☎ 62-3114

よりよい集落づくりを目指して

中山間地域では、高齢化が進むなかで、自然的条件などの不利性から、担い手の減少や耕作放棄地の増加などの問題が生じ、農業・農村の持つ多面的機能の低下が見られます。そこで、農業生産活動が継続的に行われるよう、生産条件の不利を補正するための措置として中山間地域等直接支払制度が実施されています。

町内の参加集落では地域の特色を生かした様々な共同取組活動が実施されました。

1人1人へ分配するとわずかな金額でも、集落単位で上手に活用すれば、地域の活性化に繋がる活動ができます。

本制度の一層の普及と積極的な活動推進のため、それぞれの集落での農業生産活動、多面的機能を増進するための活動事例をここで紹介します。この制度を活用し、よりよい集落づくりに役立てていきましょう。

中山間地域等直接支払制度とは

平野部に比べ、耕作条件が不利な中山間地域（平野の外縁部から山間地）の農地を耕作し、保全することに対して交付金が支給される制度です。

集落協定

交付金を受けるには、本町との間で「集落協定」とよばれる契約が必要です。集落協定の中には、必ず守ってもらわなければならない3つの要件が記載されています。

● 農業生産活動

農地荒廃を防ぎ、耕作を続けること

● 水路、農道などの管理

泥上げ、清掃を行うこと

● 多面的な機能を推進する活動（どれか1つ以上）

- 農地と一体となった周辺林地の管理
- 集落の周辺環境の整備
- 体験農園の実施
- 景観作物植付けなど

②後期高齢者医療 限度額適用認定証(ねずみ色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」(以下、限度額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の限度額認定証をお持ちの方で、令和5年度も所得区分が3割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当される方には、7月末までに町役場長寿介護課から、**8月1日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けいたします。

更新申請書の提出は必要ありません。

令和5年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

令和5年度の保険料が年金から差し引かれている方は、4月分～8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、町役場長寿介護課から年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

臓器提供の意思表示にご協力ください

備 考
※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 《1または2を選んだ方で、提供をたくない臓器があれば×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 〔特記欄〕 署名年月日 年 月 日
本人署名(自筆)
家族署名(自筆)

被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族とよく話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

◆自分の意思に合う番号を選択

自分の意思に合う番号を1～3の中から**ひとつだけ**選んで○をしてください。

◆提供したくない臓器の選択

1または2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。

脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球
心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球

◆特記欄への記載について

1または2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。

◆本人署名・家族署名について

本人の署名および署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください。(家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です)

※臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」を貼り付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

8月は後期高齢者医療被保険者証の定期更新月です

町 県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課 ☎ 088・677・3666 / 町役場長寿介護課 ☎ 62・3113

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「令和5年7月31日」となっている(緑色)の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に町役場長寿介護課から、**有効期限令和6年7月31日**と記載された新しい**被保険者証[オレンジ色]**をお届けします。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの一部負担金の割合(1割、2割または3割)は、令和4年中の所得に基づき、判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証[緑色]は使えませんが、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。



オレンジ色の被保険者証の
有効期限は
令和6年7月31日

※ご確認ください!



一部負担金の割合の判定方法について

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
1割負担となる方		
判定①	住民税課税所得が28万円未満は1割	住民税課税所得が28万円未満は1割
判定②	「住民税課税所得が28万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円未満」は1割	「住民税課税所得が28万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円未満」は1割
2割負担となる方		
判 定	「住民税課税所得が28万円以上145万円未満」かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」は2割	「住民税課税所得が28万円以上145万円未満」かつ「年金収入+その他合計所得金額が320万円以上」は2割
3割負担となる方		
判 定	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円以上は3割	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円以上は3割
補足①	住民税課税所得が145万円以上で年収が383万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	住民税課税所得が145万円以上で年収の合計が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)
補足②	70歳～75歳未満の方(後期高齢者医療制度の被保険者以外)がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割もしくは2割(要申請)	

①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)は、有効期限が「令和5年7月31日」となっています。

令和4年度の減額認定証をお持ちの方で令和5年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに町役場長寿介護課から、8月1日以降に使用可能な減額認定証をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

減額認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で、**減額認定証発行後に90日を超える入院(過去12カ月)**をされた方は、町役場長寿介護課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。※申請が遅れた場合、減額される期間が少なくなりますので、該当になる方は速やかに申請してください。

献血のご案内

☎ 美馬保健所 医療企画担当 ☎ 0883・52・1017 / 町社会福祉協議会 ☎ 62・5073

血液は、生命の維持に欠かせない役割を担っていますが、人工的に作ることができず、長期間の保存ができません。このため、病気やけがで血液を必要としている患者さんに血液を届けるためには、皆さまの献血が必要です。400ml献血のご協力をお願いします。

日時 7月10日(月) 午前の部 9:30~12:00、午後の部 13:30~16:00

場所 町役場本庁

対象年齢 男性(17歳~69歳)、女性(18歳~69歳)

※65歳以上の方の献血については、60歳~64歳の間に献血経験がある方に限ります。

※献血される方の安全を守るため、当日の体調や問診の結果などにより、献血をお断りする場合がございます。

障がい児・障がい者が受けられる手当があります

☎ 徳島県西部総合県民局(三好) ☎ 0883・76・0412 / 町役場福祉課 ☎ 62・3116

手当の支給には、申請が必要です。診断書などの申請書類は町役場福祉課にあります。

なお申請していただいても、障がいの程度によっては手当が支給されない場合もありますので、ご了承ください。

	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	
支給要件	精神、知的または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護が必要となる在宅の20歳以上の方	精神、知的または身体に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方	精神、知的または身体に障がいがある20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母など	
支給月額※	27,980円	15,220円	1級	53,700円
			2級	35,760円
手当を受けられない方	病院に3カ月を超えて入院している 施設に入所している	障がいを事由とする公的年金を受給している		
	受給者、その配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある			

※手当額は物価変動などの要因により改定される場合があります。

重度心身障がい者医療費受給者証・認定書の更新が必要です

☎ 町役場福祉課 ☎ 62・3116

現在お使いの重度心身障がい者医療費受給者証・認定書の有効期限は7月31日までです。受給資格をお持ちの方(後期高齢者医療加入者を除く)には、7月上旬に更新案内を送付します。

新規の方は申請が必要です(要件)

- ①つるぎ町内に住所を有する方
- ②医療保険に加入している方
- ③次のいずれかに該当する方
 - 身体障がい者手帳1級所持者
 - 身体障がい者手帳2級所持者
 - 療育手帳A判定所持者
 - 「身体障がい者手帳3級または4級所持者」かつ「療育手帳B1判定所持者」
- ④前年の所得が、規定されている額を超えない方(本人・配偶者・扶養義務者それぞれについて)

更新手続きの期間 7月10日(月)~14日(金)

認定されると、医療費の助成が受けられます。ただし、入院時の食事代・差額ベッド代などの保険適用外の料金は自己負担になります。

なお、後期高齢者医療に加入されている方には自動更新の上、受給者証を郵送いたしますが、令和4年中の所得申告がお済みでない方や、手帳の更新がされていない方は手続きが必要です。

詳しくは、町役場福祉課へお問合せください。

令和5年度国民健康保険税 税率などのお知らせ

☎ 町役場税務国保課 ☎ 62・3113

今年度、国民健康保険税の税率を改定しました。加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税は、国民健康保険制度を支える大切な財源です。円滑な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

納税通知書は、7月中旬に世帯主(納税義務者)あてにお送りします。

国民健康保険税の税率など

区分	医療保険分 (加入者全員)	後期高齢者支援金分 (加入者全員)		介護納付金分 (40~64歳の加入者)			
		改定前 令和4年度	改定後 令和5年度	改定前 令和4年度	改定後 令和5年度		
所得割	課税対象額×税率	9.00%	9.00%	2.00%	2.00%	3.00%	2.50%
資産割	固定資産税額×税率	30.00%	15.00%	10.00%	5.00%	5.00%	3.00%
均等割	加入者1人あたり	24,000円	25,000円	7,000円	8,000円	7,000円	8,000円
平等割	1世帯あたり	22,000円	22,000円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円
課税限度額		650,000円	650,000円	200,000円	220,000円	170,000円	170,000円

※「課税対象額」とは、加入者の前年中の総所得金額などから基礎控除の430,000円を控除した額のことです。

※「固定資産税額」とは、加入者の本年度固定資産税額のうち、土地および家屋に係る分(共有分を含む)のことです。

軽減判定所得の金額引き上げについて

国民健康保険においては、低所得者世帯に対する保険税負担を軽減するため、世帯主や世帯員の所得の合計(軽減判定所得)が定められた軽減基準額以下となる場合、保険税の均等割額および平等割額の軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)を行っています。

税制改正に伴い、令和5年度から5割軽減・2割軽減の金額が以下のとおり引き上げられます。

軽減基準額	改正前(令和4年度)	改正後(令和5年度)
5割軽減基準額	43万円+(28.5万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(29万円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減基準額	43万円+(52万円×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+(53.5万円 ×被保険者および特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける方

※「特定同一世帯所属者」とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方

※軽減には所得申告が必要です。

この軽減制度を受けるには、申出は必要ありません。税額計算時に基準に該当する世帯は自動的に軽減されます。

ただし、軽減制度が適用されるのは、世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)および国民健康保険の加入者全員が所得の申告を済ませている世帯に限られますので、未申告の方は必ず所得の申告をお願いします。

食品・家庭用品のご寄付をお願いします！

☎ くらしサポートセンターつるぎ(町社会福祉協議会内) ☎ 62・5073

くらしサポートセンターつるぎでは、家庭・企業の余剰食品や善意による寄付品などを活用し、生活に困窮する個人や家庭への食品の配付・支援に取り組んでいます。ご家庭で消費しきれない食品、企業活動で生じる余剰食品などを活用させていただきますので、気軽に参加できる支え合い活動として、ぜひご寄付をお願いします。



募集内容

(例)○食品(お米、缶詰、レトルト食品、進物品など)

○日用品(洗剤、紙製品など)

※食品は未開封で、賞味期限が1カ月以上ある常温保存ができるもの。日用品は未使用のもの。

募集強化期間 7月～8月中旬

※年間を通して受付していますので、お問合せください。

受付場所 町地域拠点センター(貞光字江ノ脇230番地16)

つるぎ町夏まつり2023

☎ 町夏まつり実行委員会(町商工会内) ☎ 62・2222

「つるぎ町夏まつり花火大会」が4年ぶりに開催され、夏の夜空が約1,300発の花火で彩られます。また観覧場内には多数の露店が出店します。多くの皆様のご来場をお待ちしております。

開催日時 7月30日(日) 20:00～21:00

※河川の増水、台風、大雨などの場合は中止になります。

観覧場 貞光中学校グラウンド

打上場所 貞光川河川敷



新着図書が届きました

就業改善センター

☎ 町教育委員会 生涯学習課 ☎ 62・2331

図書コーナーでは、今回こちらの読書感想文課題図書を購入しましたので、ぜひご利用ください。また、たくさんの方に読んでいただきたいので、必ず貸出期間(2週間)を守ってください。

また図書コーナー受付では、皆さんが読みたい本のアンケートを設置していますので、ご希望の本がありましたら、アンケート用紙に本の題名、作者名をご記入いただき、アンケートボックスに投函してください。多くのリクエストをお待ちしています。

■主な新着図書

それでいい!

磯 みゆき

けんかのたね

ラッセル・ホーバン

フードバンク

どろぼうをつかまえる!

オンジャリ Q. ラウフ

ライスボールとみぞ蔵と

横田 明子

化石のよぶ声がきこえる

ヘレイン・ベッカー

5番レーン

ウン・ソホル

アップステージ

ダイアナ・ハーモン・アシャー

人がつくった川 荒川

長谷川 敦



一般コミュニティ助成事業のご案内

☎ 町役場まちづくり戦略課 ☎ 62・3111

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業を実施しております。この事業は、コミュニティ活動に必要な備品などに対して助成を行うことで、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

来年度の事業について募集を開始しますので、事業の活用を希望する団体は町役場まちづくり戦略課にご相談ください。

助成対象団体

自治会・町内会・部落会など、地域に密着して活動する団体。

※特定の目的のために組織された団体は、対象外となります。

助成の概要

○対象となる備品

住民が自主的に行う地域コミュニティ活動に直接必要な備品など。

(対象例:椅子、長机、草刈機、テント、発電機、投光器、拡声器やワイヤレスマイクなど)

※消耗品、建築物、トイレ・畳など建築物と実質一体とみなせるものは対象となりません。また購入した備品は公民館や集会所など公的施設に保管する必要があります。

○助成方法について

応募された団体の希望する備品を町が取りまとめて、自治総合センターに助成申請を行います。採択されれば、来年度、町が備品をまとめて購入し、応募された団体にお配りいたします。総事業費の下限(100万円)を満たす必要があるため、1団体当たりの事業費は3万円以上でお願いいたします。

※1団体当たりの事業費が100万円に満たない場合で、複数団体の事業を取りまとめて申請する場合のみ、町が自治総合センターに申請を行うことができます。積極的な応募をお願いいたします。

募集期限 8月10日(木)

注意事項

※団体からの応募内容について、町や県、自治総合センターにて審査を行います。そのため、応募したとしても必ず採択されるとは限りません。

※来年度事業の詳細については、8月ごろに自治総合センターから発表されるため、事業が実施されない場合や条件などに変更が生じる可能性がございます。予めご了承くださいませよう願いたします。



第24回未来に残そう青い海 海上保安庁 図画コンクール 作品大募集!

☎ 徳島海上保安部 警備救難課 ☎ 0885・33・2244

小中学生を対象に、「未来に残そう青い海」をイメージした作品を募集しています。はがきに描いてポストに投函することで手軽に応募できます。詳しくは、[第24回未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール](#)でウェブサイトを検索していただくか、次のQRコードより、募集要項をご確認ください。

応募者には、海上保安庁オリジナル記念品をお送りいたします。皆様のご応募をお待ちしております。

作品のテーマ

- きれいな海で楽しく遊んでいる人々の様子
- きれいな海で働いている人々の様子
- きれいな海を走る船の様子
- 海をきれいにしている人々の様子
- 海の生き物たちがいきいきとしている様子
- 未来に残したい海 など

応募資格 全国の小中学生

受付締切 9月8日 (当日消印有効)

作品サイズ はがきサイズ (100mm×148mm)

絵は、たて・よこ、どちらでも可



▲募集要項や過去の受賞作品はコチラ